

平成25年度文部科学省委託事業  
第3回加盟団体連絡会議 兼ドーピング防止研修会

# 2015年世界ドーピング防止規程及び 国際基準の改訂について -改訂要約ポイント-

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
事務局長 浅川 伸

# 2009 → 2015 Codeへ

- 2011.11～世界中でのコンサルテーション、3段階
- 世界中より、315の意見提出、全3,987のコメント
- ヨハネスブルク世界会議、WADA常任理事会・理事会で承認
- “Johannesburg Declaration” @ 2013.11.15
- 教育・予防活動、情報提供、インテリジェンス・調査にシフト

## **“Johannesburg Declaration”:**

**The Johannesburg World Conference on Doping in Sport reaffirms that the ultimate objective of the fight against doping in sport is the protection of all clean athletes and that all concerned parties should commit all required resources and resolve to achieve that objective by intensifying the fight.**

# ドーピング防止規則違反：2条

- 8項目 → **10項目**の違反規定へ
  - 規則違反について、事象や調査によるエビデンスの積み上げに基づき、「違反」をより厳格に規定
- アスリートの厳格責任/ “Strict Liability”を明示
  - より厳格な制裁と、制裁への柔軟な対応
  - アスリートの意図、過誤の証明責任
- アスリート・サポート・スタッフの役割・責務の明確化

# ドーピング防止規則違反：2条

## \* 新規則

- 2.9: “Complicity” – 「意図的な共犯」
  - 援助、共謀/企て
  - 最低2年～4年の制裁期間
    - “重大な違反”の度合いによる
- 2.10: “Prohibited Association”
  - 制裁されたコーチやサポートスタッフをアスリートが雇用したことについての制裁
  - スポーツに関連する、専門的な雇用関係を有していないことについては、アスリートが証明、厳格責任を負う
  - 2年、又は1年まで制裁期間の軽減もありうる
    - “過誤”の度合いによる

# ドーピング防止規則違反：2条

## \* 改訂規定

- 2.3: 検体の採取を回避、拒否し、検体の採取に応じないこと
  - 回避、拒否行為に関する明示
- 2.4: “居場所情報提出規則”
  - RTPによる居場所情報義務違反を、現行18か月3回から**12カ月に期間を短縮**
  - 居場所情報の更新について、「疑惑」を持たれるケースについては（特に間際の居場所情報変更が連続する等）、厳格な制裁の対象
  - 60分枠＝**5:00AM～23:00PM** (ISTI3.2)
  - アスリートは、いつでもドーピング・コントロールに応じる必要がある（5.2, 21.1.2条）
- 2.5: 改ざん/**tampering**の定義を明示化
  - アスリートやサポートスタッフによる改ざん、故意に妨害、妨害を意図した行為を明示的に
  - 改ざんを必ずしも意図していないが、DCOに対する攻撃的・侮辱的行為—各競技団体の「懲戒処分(disciplinary sanction)」の対象として扱う



# 検査と調査・インテリジェンス活用

- インテリジェンス活用、調査の重要性＝5条
  - 5.8条: Investigations and Intelligence-Gathering – 調査とインテリジェンスの収集
  - 分析結果に基づかない、情報の積み上げによる違反
  - “International Standard for Testing & Investigations” (ISTI)へ変更
  - 各ステークホルダーの情報共有、調査への協力の必要性を明記 (20, 21, 22条)
- リスク評価に基づくより効果的な検査(ISTI 4条含)
- 血液検査、ABPの恒常化
- 多角的情報・分析による検査実施

# 違反による制裁：10条

## Tougher sanctions and flexibility

- 意図的、重大な違反に対してより厳格化－  
“Aggravating Circumstances”
  - 意図的＝「卑怯な行為・“cheating”」
  - 4年間の制裁期間を標準化・恒常化（10.2条）
  - 2.1条：陽性検体、2.2条：使用・使用の企て、2.6条：所持
  - 2.3条：回避・拒否・採取に応じない
  - 2.5条：不当な改変－2年間→ **4年間制裁**
  - 2.7条：不正取引、2.8条：投与・援助－4年～永久資格停止
  - 2.9条：意図的な共犯－**2～4年**
- 例外事情、特別なケースに対してより柔軟化－  
“Exceptional Circumstances”
  - 意図、重大な過誤が無いことを証明

# 時効期限の延長

- 8年 → 10年へ
- 「複数回の違反」は、過去10年間以内のドーピング防止規則違反について問う（10.7.5条）



# アスリート・サポート・スタッフ の役割と責務、制裁

- 過去10年間に、管轄外でのドーピング防止規則違反があった場合、NADO/IFに情報提示 (21.2.4条)
- NADOの調査に協力 (21.2.5条)
- 合理的理由がない限り、禁止薬物の使用・保持の禁止 (21.2.6条)
  - アスリートのロールモデルとして、アスリートがドーピング行為を行わないことを積極的に推奨
- 未成年、2人以上のアスリートが違反を犯した場合に、自動的にNADO/IFより調査を受ける (20.3.10, 20.5.9条)

# その他の改訂ポイント

- 未成年/Minor – 18歳未満
  - 競技会組織委員会による「**親権者からの同意書**」取得 (ISTI Annex C.3)
- アスリート
  - “国際レベル・アスリート” – IFが定めるアスリート、基準を公表
  - “ナショナル・レベル・アスリート” – NADO が定めるアスリート
- “disabilities” → “**impairment**”
- 制裁期間中のチームまたはクラブの施設使用の早期可能性 – 条件 (10.12.2条)
  - ① 制裁期間の2か月前 または
  - ② 制裁期間の四半期前

# 今後の予定：2015年施行

- 2014年半ば頃
  - 日本語への翻訳
  - 日本ドーピング防止規程改訂
  - Codeワークショップ
- 2014年後半まで
  - JADA加盟競技団体のドーピング防止規程改訂
  - モデルルール提示
- WADAより、“Athlete Guide”公表
  - 翻訳、JADAアスリートガイドブック作成
- “Play True”ガイドブック改訂
- WADAよりコンプライアンスのアセスメント  
- Tokyo 2020に向けて